

一般社団法人 Park Line 推進協議会と地域公共交通の維持・確保に係る 連携・協力に関する協定を締結しました

川崎市では、社会環境の変化などを踏まえた交通課題の解決に向けて、社会の変革期に適應した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を進めています。

この度、川崎市と一般社団法人 Park Line 推進協議会は、これからの地域公共交通ネットワークの形成を目指して、今後も緊密な相互連携を図り協力していくため、協定を締結しましたのでお知らせします。

1 協定の概要

(1) 名称

川崎市と一般社団法人 Park Line 推進協議会との地域公共交通の維持・確保に係る連携・協力に関する協定

(2) 締結先

一般社団法人 Park Line 推進協議会（本社 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地）

(3) 締結日

令和 8 年 3 月 1 7 日（火）

2 これまでの経過

- ・川崎市では、路線バスを基軸としながら、多様なモビリティサービスの利用、地域のにぎわいの創出に資するモビリティステーションの形成に向けた取組推進
- ・令和 7 年度に一般社団法人 Park Line 推進協議会との協業による、川崎市計量検査所跡地を活用したモビリティステーションの実証実験を実施
- ・交通ハブ機能としての有効性を確認、若者から高齢者まで幅広い世代の方々の来訪等、新たなチャレンジとなるモビリティステーションの成果・知見を取得
- ・これまでの取組を踏まえ、今後も連携して、社会の変革期に適應した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を推進するため、連携協定を締結

問合せ先

川崎市まちづくり局交通政策室 原

電話 044-200-0147

(参考)

1 協定に基づく連携協力のイメージ

○地域モビリティサービスの導入及びモビリティステーションの形成に関すること

- ・多様なモビリティサービスの導入による、地域交通の利便性と回遊性の向上と、市民が気軽に立ち寄り憩うことができる身近な生活拠点の形成



○多様な主体との協働による公共空間の活用及びまちづくりの推進に関すること

- ・地域団体や関連事業者など多様な主体との協働による、公共空間を活用したイベント等を通じたにぎわい創出と憩い空間の形成



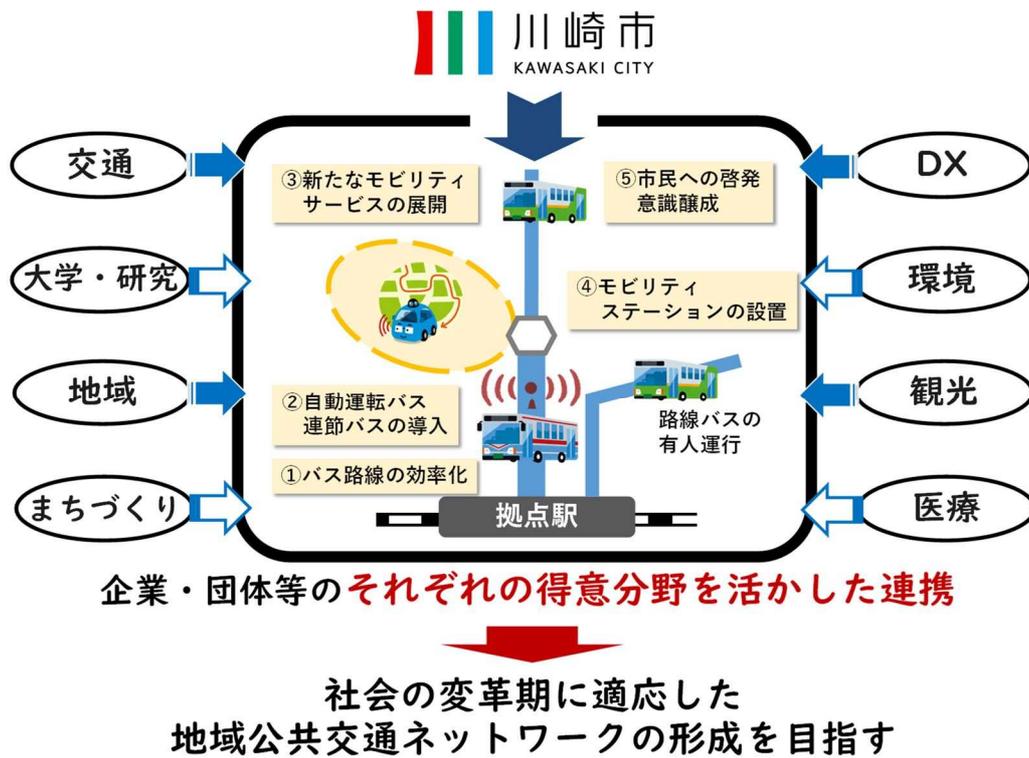
※一般社団法人 Park Line 推進協議会

将来の公共インフラのあり方、公共空間の新たな活用方策、及び民間マネジメントによる公共空間の質的転換など、「公共空間マネジメント」の観点から、社会課題、地域課題解決に資する中間支援組織として、令和6年12月に設立された一般社団法人です。

(会員企業)

大成建設株式会社（代表法人）、パシフィックコンサルタンツ株式会社（代表法人）、株式会社 JTB、株式会社みずほ銀行、大和リース株式会社、株式会社 NTT アーバンソリューションズ総合研究所、NTT 東日本株式会社、株式会社ドコモ・バイクシェア、株式会社博報堂、日本郵政不動産株式会社

2 地域公共交通の課題解決に向けた取組イメージ



地域公共交通に係る協定締結先の各分野と連携協力のイメージ

協定締結先の分野	締結状況	連携協力のイメージ
交通（鉄道事業者）	締結済	鉄道駅や駅周辺を中心としたまちづくりや公共交通機関の利便性向上等に資すること
交通（バス事業者）	締結済	利用者実態調査に基づく効率的な路線バスの運行に向けた連携や運行情報等の利用者利便性等に資すること
交通（タクシー協会）	締結済	UD タクシー乗場や UD タクシー及びジャンボタクシーの導入等、地域公共交通の利用環境の向上に資すること
大学・研究	締結済	ICT を活用した人流データの収集、分析、検証等による地域交通課題の解決に向けた取組に資すること
地域	締結済	コミュニティ交通をはじめ多様な地域モビリティサービスにおける連携・協力や地域の理解や社会受容性等に資すること
DX	締結済	バスロケーションシステムによるリアルタイム情報の提供や地域の取組等を含めた情報発信に資すること
まちづくり (一般社団法人 Park Line 推進協議会)	新規締結	公共空間を活用した賑わいの創出や快適な空間整備、地域特性に応じたモビリティの検討など地域公共交通ネットワークの形成に資すること

**川崎市と一般社団法人 Park Line 推進協議会との
地域公共交通の維持・確保に係る連携・協力に関する協定**

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人 Park Line 推進協議会（以下「乙」という。）は、地域公共交通の維持・確保に係る連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図り、地域公共交通の維持・確保に向けた取組を推進することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 この協定に基づき相互協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）地域モビリティサービスの導入及びモビリティステーションの形成に関すること。
- （2）多様な主体との協働による公共空間の活用及びまちづくりの推進に関すること。
- （3）前各号の取組を通じて得られたデータの活用に係る相互協力に関すること。
- （4）前各号に関する取組の情報発信に関すること。
- （5）その他、公共空間の活用を通じた地域公共交通等に関する課題解決に関すること。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙のいずれからも書面により解除の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、協定事項の検討、実施により相手方から秘密であることを明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、第1条の定め以外の目的に使用してはならない。ただし、第1条に定める目的において必要な範囲内で、取引先又は調達先に対し、秘密情報を開示する場合は、この限りでない。この場合、開示した者は、開示した取引先又は調達先に、本協定と同様の守秘義務を課し、かつ遵守させなければならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

- （1）甲又は乙が相手方から開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報
- （2）甲又は乙が相手方から開示を受けた際、すでに公知となっていた情報
- （3）甲又は乙が相手方から開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- （4）甲又は乙が正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- （5）甲又は乙が相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報

3 本条の規定は、本協定の終了後も3年間引き続き効力を有する。

(対外的公表)

第5条 甲及び乙は、共同または単独で、本協定に関して対外的公表を行う場合には、協議の上、合意した範囲・内容で実施する。

(協議)

第6条 本協定の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年3月17日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

乙 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
一般社団法人 Park Line 推進協議会
代 表 理 事 辻 利 之